

令和7年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	令和7年6月5日（木） オンライン会議
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
佐賀地家簡裁庁舎新宮建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

鉄板の二枚敷については、指定仮設として設計上示されたものであるか。

【事務局】

指定仮設である。

【委員】

指定仮設であれば、それを満たさない提案ということで不採用は相当であると思われる。

【委員】

敷鉄板の厚さに対する提案はあったか。

【事務局】

鉄板の厚さについては、提案では特段の記載はなかった。

【委員】

そうであれば、不採用とする結果に異論はない。

議事2 入札手続き中止のため審議中止

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
佐賀地家簡裁庁舎新宮機械設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

評価結果について特に異論はないが、点検スペースの確保について、カバーのような仮設材は施工中を通じて設置されるものか。

【事務局】

仮設材は機器設置後に設置し、その後施工中設置したままとなる。このことにより、その後に施工される部材がフィルターの引き抜きスペース等のメンテナンス空間に影響が出ることを防ぐことができると考える。

【委員】

その後の施工作業に支障がなければ問題ないと考える。

【委員】

フィルターの引き抜き点検等のためとのことであるが、建物全体でどのくらいの数があるのか。

【事務局】

建物全体としては、（フィルターの引き抜き点検のある）ファンコイルだけでも130か所程度となる。全熱交換ユニット等の機器もあり、合わせて200か所程度となる。

【委員】

異論があるわけではないが、配管等の干渉が保守に影響するという問題が起こるのはわかるが、このような措置を取らない場合に機器を取り付ける時点ではわからないものであるのか。実用的には干渉の抑止として効果はあると考えられるものである。

【事務局】

実際に完成した工事において、（工事完了後の）フィルター交換の際に、下地の吊り棒等が干渉してフィルターが引き抜けないということがあった。引き抜く際は交換であるため、分解して取り出すことは可能であるが、交換する新品を差し込む際に既製品では入らないため、わざわざフィルターを分割して差し込むことで対応を行った。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事を分離発注しているため、それぞれが他の工事で設置される機器にこのようなフィルター等が入っているかどうかなどを認識できていない部分もあり、施工に携わる者としては頻繁に起こり得る問題と痛感しているところである。このようなことから、本提案については有効な提案としたいと考えるものである。

【委員】

写真の手前に配管が見えるが、先に（メンテナンス空間を必要とする）空調機器が設置されて、その後に他のものが設置される工程でなければ効果はないと考えるが問題はないか。

【事務局】

対象の機器を設置した後に配管工事や電気設備、建築工事が施工されることとなる。

【委員】

異論があるわけではないが、想定順番のとおり施工が進まないという意味のない提案になってしまうため、現場での工程管理が重要であると思われるところ、留意してもらいたい。

議事4 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について

大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

論点とされた支援ツールを使用する提案について、改修ステップごとに確認するという点がメインであるため、必ずしもこのツールを使っていなくても構わないという趣旨か。

【事務局】

通常の場合、工事の最後に一括して全体の試運転調整をするところであるが、今回工事では数十台の機器を順次更新していくため、その更新ごとに支援ツールを使用して試運転調整することが、本工事での特性に合っていると判断した。

【委員】

この支援ツールは最終的なまとめ（全体の完成）の際も使われるのか。

【事務局】

使用する。

【委員】

(最後に) 使用して行うところにプラスしてステップごとにも行うことを評価したということ。承知した。

【委員】

3D スキャンによる現地調査を行って搬入経路の確認を行う提案について、事前調査や事前検討を施工において行うことが効果的ではあると思うが、発注者としては設計図書を元にして出来形を求める、そういうものを作ってほしい、こういうものを機能させてほしいという目的であり、設計図書の段階で解消していることが望ましいのではないかと思われる。

【委員】

現況、手元にある施工図等では現れないものがあるかもしれないので、現場でのスキャンを行うことは有効というのは筋の通った話だと思われるが、逆にスキャンをしなければいけないような場所というのは相当数想定されるものなのか。目視確認で簡単に搬入可否が判別できるようなことも考えられるのか。

【事務局】

発注図においては、機械室の扉の大きさなど、(建築、電気設備も含め) 既存の図面でわかる範囲の情報は記載している。ただ、既存図面に記載のない障害物や干渉するものがある場合があり、実際に機器を搬入する直前で干渉するから入らないと判明する場合に比べ、事前に判明し対応を検討する時間を確保できると考える。

【委員】

超音波流量計を用いた試運転調整について、評価内容は相当と思われるが、これはフィックス(固定)して使用するものか、それとも都度持ち運ぶものなのか。

【事務局】

超音波流量計は後から設置できるものなので試運転調整時に設置して測定を行い、測定が終われば取り外すことになる。

【委員】

端的には一式あれば順次使って(転用して)いくことができるということか。理解した。

【事務局】

申請者僅少の要因として、技術者の確保が困難という事情も聞いているところであり、ご意見について、今後の参考とさせていただきたい。

議事5 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価項目の設定について
大手町合同庁舎第3号館改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

遮音壁については裁判所としては高いレベルが求められると考えるが、性能の担保とい

う点では、何か確認されているのか。

【事務局】

具体的な数値は把握していないが、他の庁舎においてこのような施工を行った実績はある。このような実績のもと、スラブ下まで遮音壁を立ち上げる場合と同等とまでは言えないかもしれないが、一定程度の性能を担保できると経験的に考えているものである。

【委員】

性能発注的なやり方を局所的に適用していくことなどが適切かどうかはわからないが、遮音性能を担保したいということであれば、発注の仕方は他にもあるのではないかという印象がある。性能を求めるのであれば性能発注を取り入れたほうが今後は適切かもしれないと思う。

また、工期に余裕をもって工事を行う方法について、現状、適用されている例は最高裁ではあるのか。

【事務局】

先ほど説明した佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事も余裕期間制度を活用している。

【委員】

工期に余裕を持って設定する場合、今のような情勢下ではスライドが入って、この事案とは関係はないが、特にフレックス方式だと、早く工事をしなくても遅くすると工事費が上がるといような、いわゆるインセンティブがあるように受注者側に伝わってしまうのではないかと、という印象はある。

【事務局】

余裕を持たせた結果、工事費が高くなってしまふといような、マイナスイメージを与えてしまふ可能性もあるが、そのために国土交通省が示すルールでもそこまで長くは設定できないものとされているところである。

【委員】

予定価格の設定はどうか。発注者の指定する着工時期、着工時といようなイメージか。そういうものを盛り込んだ上で予定価格を作成しているのか。

【事務局】

積算の基準類においてはその契約における入札日の直近での最新の単価等の情報に基づいて積算するというルールとなっており、これに従って予定価格を作成している。

【委員】

本件は不落の場合は随契交渉によることとしていることから、必ず契約すべきものとして覚悟を決めて入札に臨んでいるわけであるが、必要以上の心配かもしれないが（予定価格作成の）タイムラグが生ずるのであれば不調不落の原因ではないかと感じたところである。

【委員】

天井下地や釣りボルトなど新設とのことだが、既設の天井は全てやり替え（撤去のうえ新設）するのか、それとも部分的にやり替えるのか。

【事務局】

既設天井がシステム天井となっているため、（間仕切改修にあたっては）そのまま使うことが難しいことから、一度撤去して在来工法の天井を新設する設計としている。

【委員】

（既設の）天井材にはアスベストは入っているか。

【事務局】

天井材の成形板について古い部分もあるため、場所によっては含有している可能性はある。レベル3相当の飛散性の低いものではあるが、適切に処理したいと考えている。

【委員】

了解した。天井を新設するのであれば、相対的に求めている提案はやりやすいのではと感じる。

議事6 令和7年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針の改定について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

「予算決算及び会計令」の改正に基づいた内容であり、見直し内容に依存はない。

(議事終了)